

2026年8月6日

お客様各位

大和ライフネクスト株式会社
代表取締役社長 齋藤 栄司

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分について

弊社は、国土交通省 関東地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分（指示処分）を受けましたので、下記の通りご報告申し上げます。

お客様ならびに関係者のみなさまには、多大なご心配とご不安をおかけいたしましたこと、また、管理会社としての信頼を損なう事態を招きましたことを深くお詫び申し上げます。弊社は本件を厳粛に受け止め、内部統制の強化ならびに再発防止に向けた各種改善施策に取り組んでまいります。

記

1. 事案詳細（以下「当該事案」といいます。）

弊社が管理事務を受託している1管理組合において、弊社の元従業員（管理員）が、管理組合の小口現金（少額の経費支払いに使用する管理組合手元現金）の一部を着服し、管理組合財産に損害を与えました。

2. 監督処分の内容

- （1）処分年月日 2026年8月6日
- （2）根拠法令 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条第1号
- （3）処分の内容 指示処分
- （4）処分の理由 弊社が管理事務を受託している1管理組合の財産を元従業員等による着服により毀損し、当該管理組合に損害を与えた。

3. 対象管理組合に対する対応

弊社は、損害を生じさせた管理組合に対し当該事案の報告を行うとともに、事実関係の調査・確認を実施いたしました。その結果、確認された損害額については、弊社にて全額補填いたしました。

4. 再発防止策

再発防止に向け、以下の対応を実施しております。

- （1）管理体制の再整備
 - ① 弊社従業員における管理組合小口現金の取り扱い禁止の再徹底
 - ② 管理組合経費の支払い方法の変更（現金による支払いを見直し、振込等による運用へ変更）
 - ③ 管理組合小口現金支払日から精算までの進捗管理
- （2）社内教育

社内研修において、本件再発防止策の周知徹底を図るとともに、全従業員のコンプライアンス意識の向上に継続的に取り組んでまいります。

以上